

## 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例概要

## 1 徴収方法の改正

占用の期間が複数年度にわたる場合の道路占用料の徴収について、これまで区長が認める場合に限り年度ごとに分割納付をすることとしていたものを、全て占用に係る年度ごとに当該年度分の同占用料を徴収することとするとともに、翌年度以降の期間に係る各年度分の同占用料の徴収期限を4月30日まで（現行は5月31日まで）とする。

## 2 占用物件の新設及び占用料の改定

道路法施行令の一部改正（24.12.12公布、25.4.1施行）により、道路占用料を徴収する占用物件を新設するとともに、固定資産税に係る固定資産の評価替え（平成24年）に伴い、同占用料を次のように改定する。

占 用 物 件		単 位	現 行	改正案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	6,570円	6,750円
	第2種電柱		10,200円	10,300円
	第3種電柱		13,900円	現行どおり
	第1種電話柱		3,740円	4,480円
	第2種電話柱		6,040円	7,240円
	第3種電話柱		8,320円	9,980円
	その他の柱類		510円	600円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	68円	60円
	地下に設ける電線その他の線類		33円	36円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	5,180円	5,900円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	3,450円	3,610円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	10,700円	12,000円
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	20,400円	18,000円
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	9,440円	11,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	130円	140円
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		220円	250円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		330円	360円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		510円	540円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		680円	720円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,040円	1,080円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		1,400円	1,440円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		2,410円	2,530円
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		3,450円	3,610円
	外径が1.0m以上のもの		6,910円	7,230円

法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき	1年	7,240円	8,680円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき	1年	9,440円	11,300円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	A×0.004	現行どおり
		階数が2のもの			A×0.006	
		階数が3以上のもの			A×0.007	
	上空に設ける通路	10,400円			9,020円	
	地下に設ける通路	6,250円			5,410円	
その他のもの			8,220円	8,040円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき	1日	200円	180円
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1㎡につき	1年	20,400円	18,000円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき	1年	20,400円	18,000円
	標識		1本につき	1年	8,640円	9,460円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡又は1本につき	1日	200円	180円
		その他のもの	その面積1㎡又は1本につき	1年	20,400円	18,000円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき	1年	204,000円	180,400円
その他のもの				102,000円	90,200円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき	1年	〔新設〕	12,000円	
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき	1年	〔新設〕	A×0.024	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1㎡につき	1年	12,900円	15,400円
	危険防止施設				4,170円	5,000円
	詰所				20,400円	18,000円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1㎡につき	1年	9,440円	11,300円	
令第7条第8号に掲げる施設(高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	A×0.006	現行どおり
		階数が2のもの			A×0.008	
		階数が3のもの			A×0.011	
		階数が4以上のもの			A×0.012	
	その他のもの	A×0.024				
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号口に掲げる道路に係るものを除く。)	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	A×0.006	現行どおり
		階数が2のもの			A×0.008	
		階数が3のもの			A×0.011	
		階数が4以上のもの			A×0.012	
	その他のもの	A×0.006				
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき	1年	A×0.011	現行どおり
	その他のもの				A×0.024	

令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.024$	現行どおり
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.006$	現行どおり
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	
		階数が3のもの		$A \times 0.011$	
		階数が4以上のもの		$A \times 0.012$	
	その他のもの	$A \times 0.024$			

「法」は道路法を、「令」は道路法施行令をいう。

Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

### 3 施行期日等

本年4月1日

